

○沖縄県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則

沖縄県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則

平成18年3月31日

規則第19号

改正 平成19年9月28日規則第85号 平成20年11月28日規則第62号
平成24年12月28日規則第64号 平成26年3月31日規則第15号

沖縄県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

沖縄県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 民間事業者等が、知事の所管する条例等に規定する保存等を、電磁的記録により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、沖縄県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年沖縄県条例第10号。以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(条例第3条第1項の規則で定める保存)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める保存は、別表第1及び別表第2の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の保存とする。

(電磁的記録による保存)

第4条 民間事業者等が、条例第3条第1項の規定により、別表第1及び別表第2の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項の規定により、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができ、及び書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

3 民間事業者等が、第1項の規定により、別表第2の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、前項の措置に加えて、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 電磁的記録に記録された事項について滅失又はき損を防止するための措置

(2) 電磁的記録に記録された事項について改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができるための措置

(条例第4条第1項の規則で定める作成)

第5条 条例第4条第1項の規則で定める作成は、別表第3の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の作成とする。

(電磁的記録による作成)

第6条 民間事業者等が、条例第4条第1項の規定により、別表第3の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により行わなければならない。

(作成における氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 条例第4条第3項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）とする。

（条例第5条第1項の規則で定める縦覧等）

第8条 条例第5条第1項の規則で定める縦覧等は、別表第4の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の縦覧等とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第9条 民間事業者等が、条例第5条第1項の規定により、別表第4の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行わなければならない。

（条例第6条第1項の規則で定める交付等）

第10条 条例第6条第1項の規則で定める交付等は、別表第5の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の交付等とする。

（電磁的記録による交付等）

第11条 民間事業者等が、条例第6条第1項の規定により、別表第5の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された交付等に係る事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（条例第6条第1項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2） 磁気ディスク等をもって調製するファイルに交付等に係る事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的記録による交付等の承諾）

第12条 民間事業者等が、条例第6条第1項の規定により同項に規定する事項の交付等を行おうとするときは、あらかじめ、当該交付等の相手方に対し、次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（1） 前条第1項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの

（2） ファイルへの記録の方式

2 前項の規定による承諾を得た民間事業者等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による交付等を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、条例第6条第1項に規定する事項の交付等を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年9月28日規則第85号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年9月30日から施行する。

附 則（平成20年11月28日規則第62号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(沖縄県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第95条の規定によりなお従前の例により同法第42条第2項に規定する特例民法法人の業務の監督が行われる間は、前項の規定による改正前の沖縄県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則別表第1知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和47年沖縄県規則第7号）の項及び別表第2知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成24年12月28日規則第64号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第15号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）

別表第1（第3条、第4条関係）

条例第3条第1項の規定により定める保存

条例等	規定
沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例(昭和47年沖縄県条例第19号)	第10条第1項
沖縄県種畜検査条例（昭和47年沖縄県条例第110号）	第10条第2項
沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）	第40条
沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和62年沖縄県条例第14号)	第12条
社会福祉法施行細則（昭和47年沖縄県規則第18号）	第5条第3項
沖縄県中央卸売市場条例施行規則（昭和59年沖縄県規則第12号）	第108条第1項
知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成7年沖縄県規則第78号）	第27条（第3号及び第4号を除く。）

一部改正〔平成19年規則85号・20年62号・26年15号〕

別表第2（第3条、第4条関係）

条例第3条第1項の規定により定める保存のうち第4条第3項各号に掲げる措置が必要なもの

条例等	規定
社会福祉法施行細則	第5条第2項
沖縄県小規模企業者等設備導入資金貸付規則(昭和47年沖縄県規則第118号)	第14条第2項
沖縄県中小企業高度化資金貸付規則(平成24年沖縄県規則第64号)	第21条
知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則	第27条第4号

一部改正〔平成19年規則85号・20年62号・24年64号〕

別表第3（第5条、第6条関係）

条例第4条第1項の規定により定める作成

条例等	規定
沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例	第10条第2項
沖縄県種畜検査条例	第10条第2項

沖縄県屋外広告物条例	第40条
沖縄県中央卸売市場条例（昭和59年沖縄県条例第1号）	第63条第2項
沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	第12条
沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）	第5条、第13条、第20条第2項及び第36条
沖縄県中央卸売市場条例施行規則	第70条第1項

一部改正〔平成26年規則15号〕

別表第4（第8条、第9条関係）

条例第5条第1項の規定により定める縦覧等

条例等	規定
沖縄県環境影響評価条例	第7条、第15条、第24条及び第38条
沖縄県中央卸売市場条例施行規則	第18条

別表第5（第10条関係、第11条関係）

条例第6条第1項の規定により定める交付等

条例等	規定
沖縄県中央卸売市場条例	第63条第1項
社会福祉法施行細則	第5条第3項